

弁護士  
はるおの

# 法律 相談室

— 相続編 —



井上晴夫法律事務所 弁護士 井上 晴夫

昭和49年 大阪府八尾市生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業

平成20年 井上晴夫法律事務所開業。専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経歴を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。

私には相続人として子供が4人いますが、長男に全財産を相続させることができますか。

長男に全財産を相続させる旨記載した遺言を作成すれば可能ですが、いざ相続が開始した時に、他の相続人が遺留分を主張すれば、遺留分相当額は他の相続人に分与しなければなりません。

## Vol.8 「遺留分と相続人の調査・確定」

### 【解説】

「遺留分ってなに?」と多くの方は思われるでしょう。遺留分というのは、各相続人が最低限受取れるものとして保障されている相続分をいいます。本来、自分の財産を誰に残そうが自由ですが、特定の相続人にだけ多くの財産を与え、他の相続人に財産を与えないのは不公平ですので、法律で一定の調整をしたのです。

本問でいえば長男以外の相続人は、長男に対して遺留分減殺請求権を行使して自らの遺留分を確保します。この請求はいつまでもできるのではなく、遺言者が死亡して相続が開始した時から10年以内、あるいは相続の開始及び遺留分を侵害する遺言があることを知った日から1年以内に行使しないと消滅してしまいますので注意して下さい。この期間内に減殺請求権の行使がなければ、遺言書通りの内容が実現されるのです。

ただ、この遺留分は全ての相続人に保障されるのではなく、兄弟姉妹が相続人の場合には保障されません。

### 誰が相続人なのか?

亡くなった人に子供がいれば子供が、子供がいなければ直系尊属(平たく言うと親)が、直系尊属もいなければ兄弟姉妹が相続人になります。さらに配偶者がいれば、配偶者は必ず相続人になります。

また、遺言者であるAさん(80歳)の死亡時に、Aさんの息子は子供(Aさんからみて孫)を残して既に死亡していた場合など、本来相続人になるべき者(息子)が相続発生時に既に死亡していた場合は、その者の子供(孫)が相続人になります(代襲相続)ので、相続人を調査・確定する際には注意が必要です。

子供については、婚姻関係にない者との間の子供や前妻との間の子供がいる場合など相続人間で調整が難しい場合がありますので、遺言書を作成する際にはその点への配慮をしておくべきでしょう。